

妊娠中の超音波検査について

妊婦健診では、定期的にお母さんとともにおなかの赤ちゃんが元気かどうかを確認していきます。その方法のひとつとして、おなかの赤ちゃんの発育の観察・異常の早期発見のために広く用いられている方法が超音波検査です。多くの赤ちゃんは元気に異常なく生まれてきます。しかし中には生まれながらに病気をもつ赤ちゃんがいます。その病気の中で形に異常(奇形)がある場合を先天性形態異常(約 2-5%)と言います。その種類はとても多く、また重症なものから医学的には問題のない軽微なものまで程度も様々です。現在の医療では治療困難ものもありますが、病気の種類によっては胎児期に診断されていると出生後(もしくは胎児期から)にスムーズに治療を開始でき、その子にとってよりよい結果が期待できる病気もあります。

この説明同意書では、東大病院における妊娠中の超音波検査についての説明を記載しています。超音波検査についてその目的や検査の限界について妊婦さんやご家族にご理解をいただいた上で検査を行うことが大切であると考えておりますので内容を了承いただきご署名の上で精密超音波の担当医に提出いただくようお願いします。

● 超音波検査でわかることは大きく分けて 2 種類あります。

- 1 **形態の観察**: 赤ちゃんの断面を観察することにより検査を行います。赤ちゃんの推定体重・大きな奇形・へその緒や胎盤の異常などが分かります。
- 2 **生理機能の観察**: 赤ちゃんの成長や動き、赤ちゃんやへその緒の血液の流れの検査、赤ちゃんの心臓の働きの検査(心臓の機能検査)などを行い、赤ちゃんが元気かどうかを観察します。その他、羊水(赤ちゃんの尿量)や身体の動きなども検査します。

● 妊婦健診時の一般超音波検査と精密超音波検査の違いについて

東大病院での妊婦健診中の超音波検査では妊娠の時期に応じて、下記の 2 種類の目的を区別して行っています。

1 妊婦健診時の一般超音波検査:

医師による通常の妊婦健診時に行われます。赤ちゃんの心拍や胎位(頭が下なのか逆子なのか)、成長の程度の確認などを行います。ここでは胎児の異常を見つけることを目的とはしていませんが、何らかの異常が偶然見つかった場合には下記の精密超音波検査での詳しい確認をお勧めする場合があります。

2 精密超音波検査:

超音波専門外来にて行う予約検査です。胎児や胎盤などに異常がないかどうか確認することを目的として行われます。一般超音波検査よりも時間をかけて胎児の構造・機能および胎盤・臍帯・羊水などを詳しく観察します。東大病院での出産を予定されている方は原則として妊娠18週～22週頃に1度受けていただいております。またその時期以外にも一般超音波検査で異常が疑われた場合には妊娠時期によらず行われます。また所見がある場合は再検査を行い、必要に応じて小児科医や小児外科医の診察も受ける場合があります。

●精密超音波検査では診断が難しい異常について

おなかの中にいる赤ちゃんを観察する検査のため、実際に生まれた赤ちゃんを診察するのと異なり、おなかの赤ちゃんの位置や向き・胎動などのさまざまな条件によって、赤ちゃんに異常があってもわからないことがあり、生後の予後についてもわかりません。特に下記の異常については超音波検査では診断できないことがあります。

1 染色体や遺伝子の異常:

染色体異常とは染色体の数やその構造の異常をいいます。たとえば21番染色体が一つ多い場合、赤ちゃんはダウン症ということになりますが、超音波検査でそれを確実に診断することはできません。年齢が高い女性の妊娠では染色体異常が生じるリスクが増加することが知られています。赤ちゃんの染色体異常の可能性についての相談は東大病院では遺伝専門外来における自費診療で対応しています。また、遺伝専門外来では11週～14週に最初の受診をされることをお勧めしています。

遺伝子異常とは染色体を構成している遺伝子であるDNAの配列の異常です。血友病や筋ジストロフィーなどの病気は遺伝子異常の結果で起こってくるのがわかっていますが、超音波検査ではこのような赤ちゃんの病気の存在を疑うことしかできません。

2 組織の性質:

超音波検査は形を見る検査です。例えば赤ちゃんの腎臓に嚢胞(水がたまったような構造)があることが分かってもその中の物が水なのか血液なのかなどその性質についてはわからないこともあります。

3 臓器の成熟や発達:

赤ちゃんの動作や心臓の動き・排尿動作を分析することで、心臓や腎臓の働きの一部が分かるようになってきましたが、まだまだわからないことが多くあります。

4 小さい病気など:

赤ちゃん自身が小さいため小さな形の異常は見つけることが出来ません。

●超音波検査で見つかった異常を知る権利、知らない権利について

出生前にご両親が赤ちゃんの形態異常の存在を知った場合、ご両親に様々な葛藤が生ずることが知られています。そのため、ご両親にはそれらの情報に関して「知る権利」とともに、「知らない権利」があるとされています。

当院では超音波検査にてはっきりと判明した異常は原則お伝えしております。もし赤ちゃんに関する情報について知らせてほしくない事がありましたら外来担当医に知らせていただきますようお願い致します。

上記のことに関してご理解いただいた上で、妊娠中にもしお気持ちの変化があった場合は、いつでもお伝え下さい。